

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【公開番号】特開2010-82779(P2010-82779A)

【公開日】平成22年4月15日(2010.4.15)

【年通号数】公開・登録公報2010-015

【出願番号】特願2008-256895(P2008-256895)

【国際特許分類】

B 2 4 B 55/02 (2006.01)

B 2 4 B 9/14 (2006.01)

【F I】

B 2 4 B 55/02 C

B 2 4 B 9/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月26日(2011.9.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼鏡レンズ加工装置からの加工屑を含む研削水が排出される脱水槽を持ち、該脱水槽の回転により研削水と加工屑を分離する遠心分離機を有する眼鏡レンズ加工用の加工屑処理装置において、

前記脱水槽の内部に入れられ、眼鏡レンズ加工装置からの加工屑を含む研削水が排出される加工屑回収容器を備え、該加工屑回収容器は、

前記脱水槽の内側側面及び内側底面の内部形状に略一致する外形形状の側壁部及び底面部であって、前記脱水槽の内側側面の内径より小さな外径の側壁部及び底面部を持ち、且つ樹脂により形成されると共に、前記側壁部は前記脱水槽が回転された時も形状が維持される強度を持つことを特徴とする加工屑処理装置。

【請求項2】

請求項1の加工屑処理装置において、前記加工屑回収容器は、前記脱水槽の内側内壁との間に0.2~1.0mmの隙間を持つ形状であることを特徴とする加工屑処理装置。

【請求項3】

請求項2の加工屑処理装置において、操作者が前記加工屑回収容器を前記脱水槽から取り出すために、前記加工屑回収容器は、前記底面部の中央又は前記側壁部の上端に設けられた係合部であって、操作者が手で持つ取出治具のフックが引っ掛けられるか、または操作者の指に係合される係合部を有することを特徴とする加工屑処理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

(1) 眼鏡レンズ加工装置からの加工屑を含む研削水が排出される脱水槽を持ち、該脱水槽の回転により研削水と加工屑を分離する遠心分離機を有する眼鏡レンズ加工用の加工屑処理装置において、

前記脱水槽の内部に入れられ、眼鏡レンズ加工装置からの加工屑を含む研削水が排出される加工屑回収容器を備え、該加工屑回収容器は、

前記脱水槽の内側側面及び内側底面の内部形状に略一致する外形形状の側壁部及び底面部であって、前記脱水槽の内側側面の内径より小さな外径の側壁部及び底面部を持ち、且つ樹脂により形成されると共に、前記側壁部は前記脱水槽が回転された時も形状が維持される強度を持つことを特徴とする。

(2) (1) の加工屑処理装置において、前記加工屑回収容器は、前記脱水槽の内側内壁との間に0.2~1.0mmの隙間を持つ形状であることを特徴とする。

(3) (2) の加工屑処理装置において、操作者が前記加工屑回収容器を前記脱水槽から取り出すために、前記加工屑回収容器は、前記底面部の中央又は前記側壁部の上端に設けられた係合部であって、操作者が手で持つ取出治具のフックが引っ掛けられるか、または操作者の指に係合される係合部を有することを特徴とする。